

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エア・ウォーター株式会社	1,402,000	6.81
株式会社八十二銀行	952,348	4.63
長野計器取引先持株会	919,111	4.47
宮下 茂	697,149	3.39
株式会社みずほ銀行	565,906	2.75
戸谷 直樹	531,200	2.58
日本電産サンキョー株式会社	521,056	2.53
長野計器従業員持株会	517,635	2.51
八十二キャピタル株式会社	505,600	2.46
みずほ証券株式会社	434,728	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式3,495,107株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	精密機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松 哲夫	他の会社の出身者											
佐瀬 正敬	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 哲夫		——	豊かな金融機関経営者の経験と幅広い見識を当社の経営に生かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため社外取締役として選任しております。
佐瀬 正敬	○	独立役員に指定しております。	経済産業省、資源エネルギー庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識を独立した立場から当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため社外取締役として選任しております。 東京証券取引所が定める独立役員・社外役員に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし
-------------------	----

任意の委員会の有無	
-----------	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画に基づき、次のとおり連携して監査を実施しております。

1. 監査計画聴取(年1回)
 会計監査人の監査計画の内容について、監査の方法、当期の監査留意事項の説明を受け、監査役として意見交換を行っております。その内容は監査役の監査計画に連動するよう努めております。
2. 監査報告書及び四半期報告レビューの説明(年4回)
 監査報告書及び四半期報告レビューの受領に際して、期末監査および四半期監査の結果についての聴取と説明を受け、監査役として意見交換を行い会計監査人の見解を確認しております。
3. 会計監査人との会合
 議題を限定せずに、必要に応じ意見交換を実施しております。

当社は内部監査部門として、監査部を設置しております。
 監査部は、内部監査規程に則り次のとおり監査役との連携を図っております。

1. 監査計画策定
 内部監査年度計画の策定において、監査役の意見を求めています。また、代表取締役提出承認を得た内部監査計画書を、監査役に提出しております。
2. 内部監査実施
 内部監査を実施した場合は、代表取締役提出承認を得た内部監査報告書の写しを監査役に提出しております。内部監査計画外の臨時監査を実施する場合は、その目的及び方法につき監査役の意見を求めています。
3. 資料の提供
 内部監査のために収集した資料において、監査役から要求があったもの、あるいは内部監査部門において必要と判断したものについては、その写しを監査役に提供しております。
4. 監査役との会合
 必要な都度不定期に会合を行い、相互の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深澤 久仁汎	他の会社の出身者													
関崎 和重	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤 久仁汎		――	経験豊かな企業経営経験者の見地により、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っていただくとともに、監査役としての重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただくため社外監査役として選任しております。
関崎 和重		――	経験豊かな企業経営経験者の見地により、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っていただくとともに、監査役としての重要な協議や監査結果につき必要な発言を行っていただくため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ報酬という不確定な算定方法は、変動の基礎をいかなる指標に求めるのかという不明確な部分があります。また、年々の業績の変動を平準化することを考慮していることから、インセンティブの付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に係る報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2)	119百万円 (5)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に取締役会資料を配布し、資料に関する質問に対して資料作成部署にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。

監査役は、取締役会等の会議への出席により経営監視機能を果たしております。

現行の取締役会は、社外取締役2名を含む9名で構成され、取締役会は、原則毎月1回以上開催され、法定事項を含む重要事項について審議及び決定を行い、取締役の業務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用し、経営監督機能と職務執行機能を分離し、職務執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を促進しております。さらに、経営委員会は、「取締役会規程」及び「経営委員会規程」により、権限委譲された事項を審議決議するとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を図っております。

内部統制委員会は、内部統制制度の充実を図ることを目的に設置されており、職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の効率化と取締役に対する業務執行への監督及び監査役会による監視機能を図るため、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算の説明会を開催しております。 その他に、アナリストやファンドマネージャーからの要請により、個別の面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、事業報告書等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	会社敷地内への植樹の推進や、事業所に近い多摩川・千曲川河川敷の美化活動へ参加しております。 また、施設を地域に開放するとともに、資料館(丸窓電車)の一般公開を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針について決定しており、その概要と整備の状況は以下のとおりであります。

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款並びに社会的倫理を遵守するために「長野計器グループ企業行動憲章」等の社内規程を制定しております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して職務の執行を監査しております。また内部統制委員会は、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じる体制の整備を行っております。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務に係る情報を文書管理規程並びにその他の社内規程に従い、適切に文書を作成し、その保存及び管理を行っております。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク発生の防止及び損失の最小化を図るために、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクマネジメント委員会が設置されており、同委員会は、リスク管理体制の整備を行っております。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を採用し、執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を図っております。また、経営委員会は、規程に基づき、権限委譲された事項の審議決議をするとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

(e) 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等に限定せず「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行っております。またコンプライアンスマニュアル等を利用したコンプライアンス研修の企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を行っております。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等から事業の状況を定期的に受け、事前協議を行っております。また、重要事項については、取締役会に報告しており、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制を整備しております。

なお、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、長野計器グループ全体のリスク管理体制を構築する方針です。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役よりその職務を補助すべき従業員が求められ、現在1名が兼務で当該業務に従事しております。また、その業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

(h) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助すべき従業員は、監査役からのみ指揮命令を受けるものとし、監査の透明性を高めることから、人事異動等は、監査役会の同意を得て行う方針です。

(i) 当社の監査役への報告に関する体制

当社又は子会社の取締役等が、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき及び取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、適宜・適正に当社の監査役会に報告するような体制をとっております。また、監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び従業員の業務執行上の重要な情報を把握できる体制の整備を行っております。

(j) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったことにより、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その徹底を図ります。

(k) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手續に係る方針

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用の前払等請求があったときは、監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う方針です。

(l) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する体制をとっております。監査部は、適宜内部監査の内容を監査役に報告し、監査役監査の実効性向上に協力しております。

(m) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、暴力団・総会屋等の団体やこれらの関係企業等の反社会的勢力に対しては「一切の関係を持たない」ことを基本的な考え方としております。

その考え方を取締役、監査役及び従業員に徹底する目的で、「長野計器グループ役職員行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」においても、その方針等が明記されております。

また、整備状況につきましては、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(m)に記載のとおりであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスの遵守を重要な経営方針のひとつとしております。

この方針を貫く目的で、組織体制を構築し、重要な会社情報の開示については、法令及び社内規程等に基づき、開示すべき情報を網羅的に把握するとともに正確性を確保し、迅速な公表を行うことができる社内体制を敷いております。

また、法務・コンプライアンス部を設置し、法令等の遵守に対して一層の強化を図るとともに、内部統制制度の充実に図ることを目的に内部統制委員会を設置しております。

なお、会社情報の適時開示に係る社内体制の具体的な内容は、以下のとおりです。

当社は、適時開示の主務部門を法務・コンプライアンス部として定めております。

法務・コンプライアンス部は、各部門長及びグループ会社の代表者より重要な事実・情報の報告を受け、当該情報が金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、適時開示の必要性を判断し、開示資料を作成します。

開示資料は、開示内容の正確性を検討するため、関係部門との協議を経て、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、法務・コンプライアンス部にて適時開示が行われます。

決算情報については、経理部が作成し、取締役会での承認を得て、開示が行われます。